

議提議案第 6 号

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
る条例について

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

提出者	相模原市議会議員	稲垣稔
提出者	相模原市議会議員	中村昌治
提出者	相模原市議会議員	石川将誠
提出者	相模原市議会議員	岸浪孝志
提出者	相模原市議会議員	江成直士
提出者	相模原市議会議員	栄裕明

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
る条例

第 1 条 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和 3 1 年相模原市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 2. 5」を「1 0 0 分の 1 7 7. 5」に改める。

第 2 条 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 5 7. 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 7 7. 5」を「1 0 0 分の 1 6 7. 5」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

国の特別職の職員に対する期末手当並びに本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合を勘案し、市議会議員の期末手当の支給割合に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議提議案第 6 号関係資料

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

期末手当の支給割合に係る規定の改正(第 1 条及び第 2 条関係)

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
市議会議員	1.575	1.725	3.3	1.575	1.775	3.35
				1.675	1.675	3.35

備考 改定後の欄の上段は平成 3 0 年度の支給割合、下段は平成 3 1 年度以降の支給割合

2 施行期日

平成 3 0 年 1 2 月 1 日。ただし、平成 3 1 年度以降の期末手当の支給割合に係る規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日

相模総合補給廠への米陸軍第 3 8 防空砲兵旅団司令部の駐留に関する意見書

国・米軍によれば、平成 3 0 年 1 0 月 1 6 日から、相模総合補給廠において、米陸軍第 3 8 防空砲兵旅団司令部の駐留が開始されている。

これまで補給廠は、焼夷弾爆破処理や倉庫爆発火災など、基地周辺に大きな不安を与える事故等を起こしてきた。こうしたことを踏まえ、かねてから補給廠の運用等について、適時適切な情報提供を求めてきたところである。

しかし、今回の新たな司令部の駐留については、今なおその詳細が明らかにされていないことに地元市議会として憤りを禁じ得ない。さらに、1 0 月 3 1 日に在日米陸軍が主催した式典において、当該司令部の使用施設や隷下部隊など、市が承知していない情報が明らかにされた。国の情報提供の在り方に疑問を抱かざるを得ない。

また、何よりも、この新たな司令部の駐留を契機として、補給廠の機能の強化につながる如果能够あれば、市民の総意である基地の整理・縮小・早期返還が遠のきかねないことを強く危惧する。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、在日米陸軍に対し次の措置を採ることを申し入れるよう、強く求めるものである。

- 1 相模総合補給廠をはじめ市内の米軍基地における、部隊配備や施設建設など、運用に変更のある際は、事前かつ適切に情報を提供し、協議を行うこと。特に今回の司令部の任務や運用などを早急に明らかにすること。
- 2 司令部駐留が相模総合補給廠の機能強化・恒久化につながることをないようにすること。
- 3 相模総合補給廠周辺に騒音などの影響を及ぼすことのないこと。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣

あ て

平成30年11月19日提出

提出者	相模原市議会議員	石川将誠
提出者	相模原市議会議員	久保田浩孝
提出者	相模原市議会議員	大槻和弘
提出者	相模原市議会議員	山下伸一郎
提出者	相模原市議会議員	白井貴彦
提出者	相模原市議会議員	小野弘
提出者	相模原市議会議員	五十嵐千代
提出者	相模原市議会議員	鈴木秀成
提出者	相模原市議会議員	西家克己

相模総合補給廠への米陸軍第 3 8 防空砲兵旅団司令部の駐留に関する決議

国・米軍によれば、平成 3 0 年 1 0 月 1 6 日から、相模総合補給廠において、米陸軍第 3 8 防空砲兵旅団司令部の駐留が開始されている。

これまで補給廠は、焼夷弾爆破処理や倉庫爆発火災など、基地周辺に大きな不安を与える事故等を起こしてきた。こうしたことを踏まえ、かねてから補給廠の運用等について、適時適切な情報提供を求めてきたところである。

しかし、今回の新たな司令部の駐留については、今なおその詳細が明らかにされていないことに地元市議会として憤りを禁じ得ない。さらに、1 0 月 3 1 日に在日米陸軍が主催した式典において、当該司令部の使用施設や隷下部隊など、市が承知していない情報が明らかにされた。情報提供の在り方に疑問を抱かざるを得ない。

また、何よりも、この新たな司令部の駐留を契機として、補給廠の機能の強化につながる如果能够あれば、市民の総意である基地の整理・縮小・早期返還が遠のきかねないことを強く危惧する。

よって、本市議会は、在日米陸軍に対し、次の措置を採るよう強く求めるものである。

- 1 相模総合補給廠をはじめ市内の米軍基地における、部隊配備や施設建設など、運用に変更のある際は、事前かつ適切に情報を提供し、協議を行うこと。特に今回の司令部の任務や運用などを早急に明らかにすること。
- 2 司令部駐留が相模総合補給廠の機能強化・恒久化につながることをないようにすること。
- 3 相模総合補給廠周辺に騒音などの影響を及ぼすことをないこと。

以上、決議する。

相 模 原 市 議 会

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

提出者 相模原市議会議員 石 川 将 誠

提出者	相模原市議会議員	久保田	浩	孝
提出者	相模原市議会議員	大	槻	和 弘
提出者	相模原市議会議員	山	下	伸一郎
提出者	相模原市議会議員	白	井	貴 彦
提出者	相模原市議会議員	小	野	弘
提出者	相模原市議会議員	五十嵐	千	代
提出者	相模原市議会議員	鈴	木	秀 成
提出者	相模原市議会議員	西	家	克 己